

令和 3 年度

小牧市下水道事業会計予算書

小牧市議会議案第40号

令和3年度小牧市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度小牧市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続戸数	49,500 戸
(2) 年間総排水量	16,896,000 m ³
(3) 1日平均排水量	46,290 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
污水管渠整備事業	697,850 千円
雨水施設整備事業	211,000 千円
農業集落排水施設整備事業	107,134 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		3,149,735 千円
第1項 営業収益		1,375,012 千円
第2項 営業外収益		1,774,712 千円
第3項 特別利益		11 千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		3,107,338 千円
第1項 営業費用		2,954,157 千円
第2項 営業外費用		151,471 千円
第3項 特別損失		1,210 千円
第4項 予備費		500 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額416,761千円は、当年度分損益勘定留保資金412,445千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,316千円で補填するものとする。)

収		入
第1款	資本的収入	1,405,603千円
第1項	企業債	335,100千円
第2項	負担金	137,929千円
第3項	出資金	627,085千円
第4項	他会計負担金	118,988千円
第5項	固定資産売却代金	1千円
第6項	補助金	186,500千円
支		出
第1款	資本的支出	1,822,364千円
第1項	建設改良費	1,136,564千円
第2項	企業債償還金	685,750千円
第3項	過年度返還金	50千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗化改造資金利子補給	令和3年度から 令和6年度まで	千円 97
汚水処理施設整備構想策定事業	令和3年度から 令和4年度まで	11,200
公共柵等設置事業	令和3年度から 令和4年度まで	15,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 183,100	証書借入 又は 証券発行	%	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借り換えすることができる。
流域下水道事業	107,200			
農業集落排水事業	44,800			
計	335,100			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定支出の各項間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

140,776千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業の健全な財政運営に資するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、410,120千円である。

令和3年2月24日提出

小牧市長 山下 史守朗